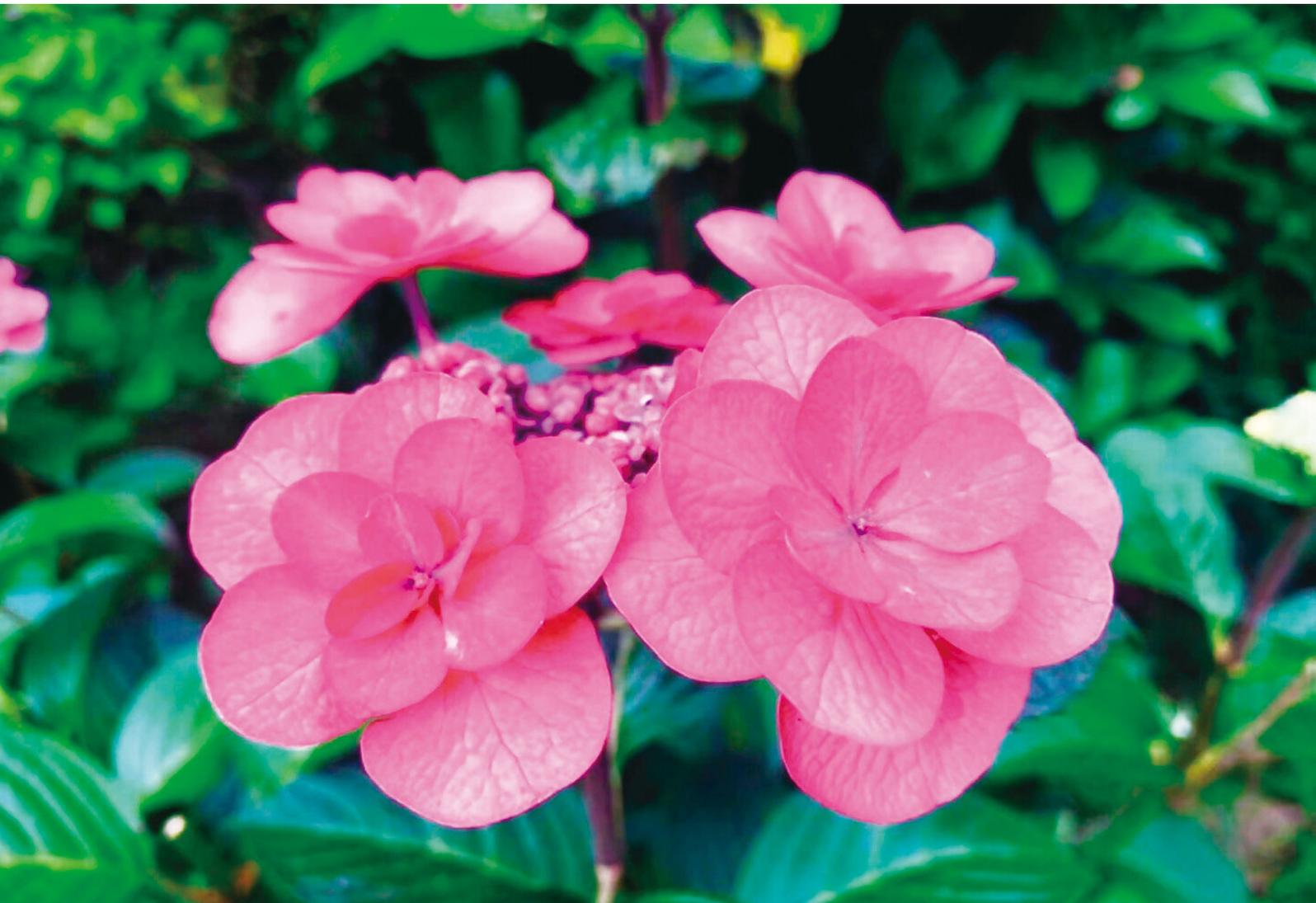


市議会だより さつて

議会HPはコチラ
<https://www.city.satte.lg.jp/parliament/index.html>

幸手 議会



「推し」の紫陽花を見つけては賑やかな声に包まれる権現堂公園

6月定例会のおもなことから

- ・ 令和7年6月定例会議案 …………… 2～6ページ
- ・ 各常任委員会での審査 …………… 7～8ページ
- ・ 市政に対する一般質問等 …………… 9～15ページ
- ・ 議決結果の一覧 …………… 16ページ

No.115
2025年
8月

幸手市の魅力や出来事、災害時の情報を発信します。幸手市公式LINE登録



就任にあたって



議長
青木 章



副議長
四本奈緒美

市民の皆様におかれましては、平素より幸手市議会の諸活動に深いご理解と温かいご支援を賜り、心から感謝申し上げます。

このたび、令和7年幸手市議会第2回定例会におきまして、議員各位のご推挙により、議長及び副議長の要職に就任いたしました。私たち正副議長をはじめ、議員それぞれが連携しながら、市民の皆様信頼される市

議会として、さらなる市政の発展と市民福祉の向上を目指し、全力で職務に取り組んでまいります。

さて、市内では地域行事やイベント等が開催され、まちに笑顔とにぎわいが戻ってまいりました。一方で、物価高騰や人口減少、少子高齢化への対応、自然災害への備えなど、明るい幸手市の未来を見据えた、様々な課題への対応が求められております。地域の活性化とともに、安全で安心できる市民生活の実現を図っていかねければなりません。

本市議会といたしましては、二元代表制の下で、行政に対する監視機能を果たしつつ、積極的に政策提言を行うなど、市民の皆様への負託に的確に答える議会を追求し、市民に開かれた議会、市民とともに歩む議会、市民のための市政を目指してまいります。

今後とも市議会の活動や市政について、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

議員の役職一覧

常任委員会の任期は2年であり、任期満了による委員会委員の改選が行われました。

◎委員長 ○副委員長 (議席番号順)

議長	青木 章
副議長	四本奈緒美
議会運営委員会委員(4人)	◎木村 治夫 ○芦葉 弘志 坂本 達夫 小河原浩和
総務常任委員会委員(10人)	◎小河原浩和 ○宮澤 大地 小泉 圭司 芦葉 弘志 枝久保喜八郎 木村 治夫 松田 雅代 本田 謡子 藤沼 貢 大平 泰二
文教厚生常任委員会委員(10人)	◎松田 雅代 ○小泉 圭司 高野 優一 四本奈緒美 坂本 達夫 小林 英雄 枝久保喜八郎 小河原浩和 藤沼 貢 青木 章
建設経済常任委員会委員(10人)	◎坂本 達夫 ○高野 優一 宮澤 大地 芦葉 弘志 四本奈緒美 小林 英雄 木村 治夫 本田 謡子 青木 章 大平 泰二

(議案第39号)

可決

令和7年度幸手市一般会計補正予算

- 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当事業 22,395千円
- ①自治会等が設置する街路灯の電気料補助の補助率を60%以内から80%以内に割り増しする。 2,571千円
 - ②子ども食堂を運営する市内5団体に対し、一食あたり上限100円を補助する。 422千円
 - ③農地バンクを活用して農地集積に積極的に取り組む農業者に対し、肥料等の物価高騰対策として、10aあたり上限4000円を補助する。 15,412千円
 - ④市内農業者に対し、病害虫に対する薬剤価格の上昇等対策として、10aあたり上限500円を補助する。 3,155千円
 - ⑤商店街等が設置する街路灯の電気料補助の補助率を30%以内から50%以内に割り増しする。 835千円

6月定例議会

6月定例議会は6月2日から6月20日までの19日間の日程で開催

- 市長提出議案9件中8件が可決1件が継続審査となりました
- 幸手市一般会計補正予算……………可決
- 専決処分の承認・控訴の提起について……………継続審査
- 請願 国に「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）廃止の意見書」提出を求める請願……………不採択

(議案第37号)
専決処分の承認を
求めることについて
継続審査

事件の内容及び控訴の趣旨

原告（被控訴人である市職員）が、令和2年度分の時間外勤務手当に未払いがあることを理由にその支払いを求め、本市を被告（控訴人）としてさいたま地方裁判所に訴えを提起した。

決確定の日の翌日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

(3) 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

(4) 訴訟費用は、その20分の1を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。

(5) この判決は、第1項に限り、仮に執行することができるとは、仮被告が90万円の担保を供託するとき、その仮執行を免れることができる。

さいたま地方裁判所から言い渡された判決は、次のとおりであった。

(1) 被告は、原告に対し、118万9195円及びうち111万6929円に対する令和5年3月23日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

上記判決内容において、不服があるため控訴を提起するものであり、控訴の趣旨は次のとおりである。

(1) 原判決を取り消す。

(2) 被告は、原告に対し、107万5198円及びこれに対する本判

(2) 被控訴人の請求を棄却する。

(3) 訴訟費用は、原審、控訴審とも被控訴人の負担とする。

よる金員を支払え。

この判決を求める。

令和7年6月定例会
本会議議案質疑内容

(議案第37号)
専決処分承認を
求めることについて
(専決第10号)控訴の
提起について
継続審査

質疑
さいたま地裁から判決文到着後、5月20日から29日の10日間、控訴決定するまで、なぜ判断を遅らせたのでしょうか。

答弁
令和7年6月2日が控訴期限であったため、弁護士と判決文の内容を精査検討し、判決を受け入れる場合と控訴する場合の手続き等、それぞれ確認していただきました。判断を遅らせたのではなく判断する上で、必要な検討と確認に時間を要していたため、控訴を決定したのが令和7年5月30日となったものです。

質疑
本件は専決処分案件に当てはまらないのではないのでしょうか。

答弁
地方公共団体の長において、議会議決事件について特に緊急を要するため議会招集する時間的余裕がないことが明らかであるという規定があります。この解釈は、行政実例によると、この場合は絶対に議会の議決または、決定を得ることが不可能ではないが、当該事件が特に緊急を要し、議会を招集してその議決を経ている間にその時期を失するような場合であるとなっています。

質疑
庁議の開催状況について。

答弁
庁議には付議していません。

質疑
庁議の構成メンバーは。

答弁
市長、副市長、教育長、全部長及び議会事務局長、その他市長が必要と定める者として秘書課長です。

質疑
控訴の決定、専決処分の決定は庁議でされたのですか。決定の責任者は誰となるのでしょうか。

答弁
庁議ではなく市長決済です。同席者は市長、総務部長、庶務課長と協議し市長決済にて決定しました。専決処分についても市長決済で行いました。決定の責任者は市長です。

質疑
敗訴した場合、裁判費用の額、最高裁までの裁判費用額について。

答弁
高裁への控訴裁判費用は弁護士費用66万円、裁判所に支払う控訴費用2万2500円の計68万2500円です。最高裁に係

る費用は現時点では積算していません。

質疑
裁判費用の支払いは市民の税金が使われるが市民に対し納得と理解が得られる説明を市長に求めます。

答弁
裁判費用は市民の税金から支払われることと認識していただきます。また、時間外勤務手当を含む職員の給与も税金で支払われています。原告の主張が、市が遵守すべき条例等の手続きに基づかず、所属長の時間外勤務命令がない状態で支出されることは、市として容認できません。市民の納得と理解を得るために裁判で争いましたが、市の主張は認められませんでしたが、控訴審でも引き続き、市の主張が認められるよう訴えてまいります。



件名 国に「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）廃止の意見書」提出を求める請願

請願趣旨 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まり1年が経ちました。事業者は、コロナ禍の経済的な影響に加え、急激な仕入れ価格高騰により収益を大幅に減らしています。2023年の企業倒産は8,497件に達し、前年（6,376件）を2,000件以上も上回りました。物価高や人手不足等によるコスト増に耐え切れなくなった中小企業の倒産が急増し、とくに12月（806件）は2023年で最多となりました。（帝国データバンク2023年報）コロナ禍・戦争・物価高が襲う今、インボイス制度の開始は多くの中小事業者にとって死活問題となっています。インボイス制度は、売上1,000万円未満の免税事業者が主に対象とされる税率を変更しない消費税の増税です。インボイス制度導入により、フリーランスや一人親方、農畜産事業者などを含めた個人事業主1,600万人ともいわれている免税事業者にとっては大增税か廃業の選択を迫られました。インボイス登録をしない免税事業者へ対する値引き要求や取引からの排除などが発生しています。また、消費税分を転嫁できず廃業を検討する声もでております。インボイスに登録すれば、所得が赤字であっても否応なく消費税を徴収され、厳しい経営に更に税負担と事務負担を与えることとなり、地域経済の悪化は避けられません。また、インボイス制度は、全ての事業者へのさらなる税負担、事務負担を押し付ける制度です。円安と物価高騰にあえぐ日本経済再生のために、国民にあらたな負担増を引き起こしている、インボイス制度の廃止を求めます。以上、地方自治法第99条の規定に基づき「インボイス制度中止」の意見書を国に対して提出することを求めます。

請願項目 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）廃止を求める意見書を国に提出してください。

紹介議員 大平泰二、高野優一

反対討論

芦葉 弘志

今回、インボイス制度導入にあたっては、2割特例といわれる経過措置が設けられ3年間は納税額が売り上げ時に受け取る消費税額の2割で済みます。

我々公明党もインボイス導入以前から、事業者から様々な声を頂いてきました。そこには、耳を傾けるべき点が多くあるのも事実です。制度の公正さと言うよりも、事業者の負担にかかるとの観点が大分と考えます。これが制度廃止となると、これまで1年半以上にわたって定着に向けて進めてきたところから一転して、混乱をきたしてしまうのではないのでしょうか。

廃止ではなく、もう一重、丁寧に現場の声を聞きながら改善を求めていくべきと考えます。



議会の動き

幸手市庁舎整備調査特別委員会

幸手市役所庁舎整備基本構想の策定を受け、庁舎整備事業が進行する中で、市議会として庁舎整備に係る諸課題について調査・研究を行うことを目的に、幸手市庁舎整備調査特別委員会が発足しました。

当委員会では、令和7年2月から6月にかけて、庁舎整備基本構想について議論を重ねてまいりました。

令和7年6月20日に開催された第6回特別委員会では、市長出席のもと、基本構想に関する審議を行いました。これをもって、基本構想に関する審議を一区切りとし、令和7年6月26日市長に対し中間報告書を提出いたしました。

今後は、庁舎整備基本計画の策定に関する審議・調査を進め、



より良い庁舎整備が実現するよう、引き続き執行部に対して助言等を行ってまいります。

DX推進会議

令和6年に発足したDX推進会議では情報と業務をデジタル化し議会運営や議会活動を活用することで、新たな価値や利便性が創出されるようDXの推進に取り組んでいます。

令和7年4月25日には東京インタープレイ株式会社によるペーパーレス会議システム及び電子採決システムの体験会を行いました。

白岡市庁舎火災へのお見舞金について

令和7年5月に発生した白岡市役所庁舎火災により、白岡市役所では業務に甚大な被害が発生しています。

火災発生に伴う被害に対するお見舞として、次のとおり幸手市議会から白岡市議会議長あてに、令和7年5月28日にお見舞金をお渡ししました。

一日も早い、復旧を心から願っています。

お見舞金 100,000円 (幸手市議会互助会費から支出)

表彰

全国市議会議長会定期総会、並びに埼玉県市議会議長会定期総会におきまして、議員特別表彰、及び一般表彰を受けました。

議員在任35年以上
特別表彰

大平 泰二 議員

議員在任25年以上
特別表彰

青木 章 議員

議員在任10年以上
一般表彰

小林 英雄 議員

議長在任2年以上
一般表彰

枝久保 喜八郎 議員



総務常任委員会

幸手市職員の育児休業等に関する条例及び幸手市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例 (議案第31号)

問 育児休業、部分休業を取得している職員の人数は。

答 令和7年4月1日現在、育児休業を取得している職員は男性4名、女性11名、合計15名。部分休業を取得している職員は男性1名、女性15名の合計16名となっている。

問 新たに導入される部分休業はどのような内容か。

答 今回の改正では、第1号部分休業および第2号部分休業の二種類の部分休業が設けられた。

第1号部分休業は、保育園の送迎のために朝1時間遅く出勤し、夕方早く帰るといった形で、1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる制度である。

第2号部分休業は、子の体調不良による付き添いや保育園の行事参加、子の養育のために家事を行う場合など、一時的に必要な際に取得できる制度であり、1年につき10日相当の範囲内で勤務しないことができる。

専決処分の承認を求めることについて(専決第10号) 控訴の提起について (議案第37号)

問 令和2年度の残業時間未払いについて市が職員から訴えられるというのは、危機管理対応が必要な事案だと考える。このようなとき、庁議や三役・部長会議などで情報共有し、迅速に対応策を決定すべきではないか。

答 この裁判に関する対応は、政策的判断というよりも事務的な手続きにあたるため政策会議の議題ではないが、重要な案件であることは認識しており、今後はしっかりと情報共有や議論

の場を設けていく。

問 訴訟を起こした職員は令和2年から不満を抱いていた可能性はある。この3年間、職員の孤立や精神的負担を考えると、面談などの対応が必要だったのでは。通知後、職員の精神的ケアやカウンセリングなどを行う考えはなかったのか。

答 請求対象の令和2年度から令和4年度末まで、職員からの相談や申し出はなかった。令和4年度末に弁護士から通知が届き、その段階で初めて請求の意図を知ったため、それ以前に面談は行っていない。また通知後は、相手が弁護士を通じて代理人となっていたため、直接的な接触はできない状態となっていた。

問 判決を受け専決にて控訴を決めた。議会に説明がなく、臨時議会の招集もなされなかったのは何故か。

答 5月19日に判決文が届いたあと、その内容を分析し、裁判所の判断理由を把握し、顧問弁護士の見解も確認していた。また控訴をした場合の市への影響など、様々な角度から検討、判

断もしていた。2週間以内に控訴状を提出しなければならず、時間的に非常に厳しい中で判断した。

本来は議会の議決をいたさなければ案件であると認識していたが、そのような事情から専決処分をした。結果として、議会に対して説明、臨時議会を開く機会を持てなかったことについては、たいへん申し訳なく思っている。

問 和解案が提示されたが、市が和解を拒否した理由は。

答 裁判所から和解案が提示されたが、市としてその内容を精査した結果、受け入れは困難と判断した。顧問弁護士とも協議を行い、服務規定や条例に基づいた市の立場を尊重し、和解には応じないという結論に至った。また原告の職員も和解案を拒否している。

問 当該職員が主張する残業時間は何れくらいで、どのように証明されたのか。

答 職員本人が勤務命令に基づき記録した時間外勤務は年間113時間です。これは所属長の指示により本人が記入した

もの。しかし一審判決では、原告が提出したパソコンの起動時間・シャットダウン時間のログが証拠として採用された。裁判所はこれを実労働時間として認定し、合計598時間24分の超過勤務があったと判断した。また当該職員は土日勤務していたと主張し、ウェルス幸手の「休日登庁簿」に記録された出入り時間を証拠として提出した。ただし、市としては土日に対する勤務命令は出していない。

問 当該職員の総残業時間が711時間に及ぶが、その時間がなければ処理できない業務量だったのか。

答 当該職員は生活保護業務を担当していた。生活保護業務は人命にも関わる非常に重要な負担の大きい業務であり、訪問活動や多量の書類作成、審査業務などが伴う。これまでも時間外勤務が発生しやすい業務であると認識しており、実績から見ても相応の時間外勤務は必要。ただし、同様の業務に従事している他職員の時間外勤務実績と比較し、ここまでの長時間勤務は見られず、必ずしも711時間を要する業務量だったとは言い切れないと考える。

国に消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）廃止の意見書の提出を求める請願
（請願第1号）

問 インボイス制度が導入された背景には、税負担の公平性を確保するという目的がある。実際に多くの一人親方は税務について税理士や専門家に依頼しており、「廃止しなければ生きていけない」といった強い声はあまり届いていない。廃止までは受け入れ難く、制度の改正を求めるのであれば理解できるが、どう考えているのか。

答 国には「インボイス制度を考えるフリーランスの会」という団体があり、同団体が2週間かけて実施した七千人超のアンケートでは、約9割が制度にデメリットを感じ、見直しや中止を求めているという結果が出ている。

今回の請願も、そうした声を受けたものであり、廃止や制度の根本的な見直しを求めるものと理解している。

（請願書紹介議員）

文教厚生常任委員会

令和7年度幸手市一般会計補正予算（第3号）
（議案第36号）

問 補正額201万3千円は天神の湯の見積もりでよいのか。その結果はいつ頃か。

答 施設状況調査業務委託料は、天神の湯に係る調査業務で8月末から9月上旬頃を予定している。

問 この調査の内容は。

答 大きく分けて2点ある。
①漏水範囲及び不良機器を特定するための調査。営業再開に支

障となり得る設備不良箇所を全て調査する。②調査結果を加味して、改修費用の概算を積算する。また、衛生面においての環境整備等、営業再開に想定される費用全てを積算するもの。

【議案第36号の解説】

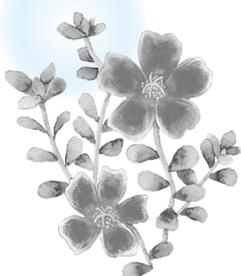
令和6年度12月議会に提出された請願第4号『天神の湯』早期再開を求める件』が市議会で採択された。

高齢者や障がい者の方等、みんなの憩いの場であり、また避難所でもあるウェルス幸手にある入浴施設はとても大切であるため一刻も早い天神の湯再開を求めている。

建設経済常任委員会

幸手市水道事業給水条例の一部を改正する条例
（議案第33号）

質疑等はありませんでした。



市政に対する

一般質問

今定例会では、11人の議員が6月3日、4日、5日に一般質問を行いました。質問の中から、主なものを質問者順に掲載します。

一般質問とは、議案と関係なく市の行政事務の状況や将来に対する方針などをたどすもので、市側は、質問に対し基本的な考え方や問題解決策について答弁します。

芦葉弘志議員

- 誰もが安心して搾乳ができる環境づくりについて
- 市民参加の審議会・協議会委員の待遇について
- 障がい者福祉について

坂本達夫議員

- 幸手市庁舎整備基本構想について
- 上船渡橋架換工事について
- 都市計画道路杉戸幸手栗橋線について
- 上下水道管の今後の改修費用について
- 幸手市選挙（令和5年市議会議員選挙・令和5年市長選挙）投票率について

宮澤大地議員

- 幸手市内の防犯対策について
- 幸手市内の交通環境の改善について
- 市役所の開庁時間見直しとAI活用による業務改善について

四本奈緒美議員

- ヒアリングフレイル（聴覚機能の衰え）の早期発見と予防について
- プレコンセプションケアの取り組みについて
- 視覚に障害のある方への投票支援について

松田雅代議員

- 中学校部活動の地域移行（展開）本格化に伴う豊かで安全・安心な放課後の在り方再構築の道筋・方針について
- 令和6年度幸手市地域公共交通在り方検討会の検討結果報告について

小泉圭司議員

- 公共交通を含めた移動手段確保について
- 幸手市における6次産業への取り組みについて
- 九都県市合同防災訓練について
- 吉田幼稚園跡地を含めた学校跡地の利用について

大平泰二議員

- 下水道受益者負担金及び水道・下水道料金
- 職員の残業カット問題について
- 街路灯電気代補助について
- 大規模事業について

高野優一議員

- ふるさと納税による寄附の拡大について
- 公共交通計画の進捗状況について

小林英雄議員

- 市長公約について
- 市庁舎整備事業について

本田謡子議員

- 令和7年第1回幸手市議会定例会の議事進行に係る質問書について
- 副市長人事案について
- 公共施設等アセットマネジメントと本庁舎新築について
- 東小中学校について

小河原浩和議員

- 市長公約の進捗状況について伺う

6月定例会 会期日程

6月2日（本会議） 開会	6月3日（本会議） 議事日程の報告	6月4日（本会議） 議事日程の報告	6月5日（本会議） 議事日程の報告	6月6日（本会議） 議事日程の報告	6月7日（本会議） 議事日程の報告	6月8日（本会議） 議事日程の報告	6月9日（本会議） 議事日程の報告	6月10日（本会議） 議事日程の報告	6月11日（本会議） 議事日程の報告	6月12日（本会議） 議事日程の報告	6月13日（本会議） 議事日程の報告	6月14日（本会議） 議事日程の報告	6月15日（本会議） 議事日程の報告	6月16日（本会議） 議事日程の報告	6月17日（本会議） 議事日程の報告	6月18日（本会議） 議事日程の報告	6月19日（本会議） 議事日程の報告	6月20日（本会議） 議事日程の報告	6月21日（本会議） 議事日程の報告	6月22日（本会議） 議事日程の報告	6月23日（本会議） 議事日程の報告	6月24日（本会議） 議事日程の報告	6月25日（本会議） 議事日程の報告	6月26日（本会議） 議事日程の報告	6月27日（本会議） 議事日程の報告	6月28日（本会議） 議事日程の報告	6月29日（本会議） 議事日程の報告	6月30日（本会議） 議事日程の報告
-----------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

6月定例会

傍聴者		
19の方が傍聴されました。		
議会インターネット中継のアクセス件数 インターネットを利用した議会中継（ライブ及び録画）を行っております。		
4月▶194件	5月▶165件	6月▶2,534件
の方が視聴されました。		
配信、動画サイトは こちら→		



坂本達夫議員



新庁舎の建設費は、だれが負担するのか？

Q

市長は、庁舎整備基本計画を令和8年度末までに策定するとしている。

庁舎建設費は約55億円かかる。財源として約10億円は基金を使い、約44億円は地方債を活用すること。基金とは、庁舎建設のための貯金で、地方債とは、市の借金です。建設費の約8割が借金です。建設費の大

A

新庁舎整備費用については、多額の財源が必要となることから、地方債で財源を賄い、基金を活用することを予定しています。

令和7年2月には、持続可能

(市長)

なまちづくりを推進しながら、課題に着実に対応していくため、中長期的な視点に立った財政運営の指針となる「幸手市の財政推計」を、市ホームページにて公開しています。



芦葉弘志議員



誰もが安心して搾乳ができる環境づくり

Q

出産や子育てへの支援を充実するため、授乳室でも搾乳しやすい工夫や、職場における搾乳など、必要な方が安心して搾乳できる環境づくりに取り組むべきと考えるが、市の考えを伺う。

幸手市内の公共施設だけでなく、市内商業施設や市内に勤務する職場にも働きかけが必要と

A

搾乳ができる環境づくりとして、5か所の「赤ちゃんの駅」にて、搾乳ができる旨の案内をしている。今後も搾乳しやすいスペースの確保と併せ、搾乳に対する理解も広めてまいりたい。

思いますが、市からPRする事は可能か伺う。

埼玉県下東部利根地域の市区町における「搾乳できます」看板の導入について現状を伺う。

また、商業施設等に対しても「赤ちゃんの駅」設置事業を推進する県と連携しつつ、広く普及啓発を行ってまいりたい。

なお、利根域内の他市町にあっても搾乳の可能なスペースを設け、搾乳ができる旨の案内をしているが、団体間で箇所数に差が生じている状況である。

(健康福祉部長)



四本奈緒美議員



ヒアリングフレイルの早期発見と支援を

Q

ヒアリングフレイルとは加齢による聴覚機能の衰えをいう。

加齢による難聴を早期に発見する無料アプリ「みんなの聴脳力チェックアプリ」を活用し、早期発見の支援をするべきと考えるが見解を伺う。

補聴器の使用は難聴の進行予防、認知症予防、生活の質の改

A

本人が気づかないうちに加齢性難聴が進行した結果、適切な支援等に繋がらないこともある。

アプリを使った取組みは職員数や時間的な制約等の問題もあ

ることから、まずは厚生労働省が作成した「耳の健康チェック」等を活用しながら、早期発見の機会を確保していく。

なお、補聴器を購入する際の費用の一部を助成する市独自の制度の新設については、その実施効果や他市町の状況等を調査・研究し、慎重に見極めてまいりたい。

(健康福祉部長)



宮澤大地議員



上船渡橋と周辺市道の安全管理について

Q

現在、五霞町に通じる上船渡橋では架換工事が進められています。この橋は、特に桜まつりの時期になると多くの来訪者で賑わい、交通量も飛躍的に増加する地点となります。

観光シーズン特有の混雑状況を見据え、歩行者の安全を最優先に考えた整備が必要です。

A

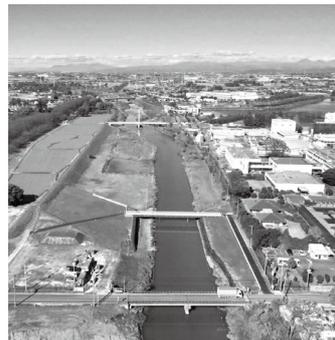
上船渡橋の架け換えにあたり実施した交通量調査では、歩行者は合計22人という結果でした。また、橋の周辺市道にも歩道はありません。

このため、上船渡橋及び接続道路に現在歩道の設置予定はあ

交通環境の改善の観点から、上船渡橋に歩行者レーンを設けること。また橋周辺の市道における安全対策について、どのように対応されるのか伺います。

りませんが、架け換える橋の幅員は現在より拡張されるので、この中で歩行者の安全対策はしっかりと行つてまいります。

(建設経済部長)





小泉圭司議員



公共交通改善に市民の声を活かせるか？

Q 住民の意見を反映するため、昨年度から設置した公共交通在り方検討会の代表者が公共交通会議に出席し、会議内容の報告をするだけでなく、公共交通会議に参加して、一日も早くより良い公共交通を実現するため、市民の意見を一層反映することは可能か。なお、幸手市地域公共交通会議設置要

A 網第4条12項には、市長が必要と認めれば構成員として参加できるとの規定がある。市長は公共交通問題改善のため、検討会メンバーの会議参加を認める考えがあるか。

A 昨年度設置した地域公共交通あり方検討会では、多方面から参加いただいた委員の間で様々な意見交換が活発に行われた。

この検討結果は、あり方検討

会会長参加のもと、令和7年3月14日に開催した地域公共交通会議で報告し、今後の課題について共通認識を図っている。

あり方検討会の委員を公共交通会議の構成員とすることは考えていませんが、今後もあり方検討会では委員の方々から公共交通へのご意見をいただいでいく。

(市長)



松田雅代議員



どう実現する 次期公共交通ベストミックス

Q 現市内循環バスの契約更新時期が令和8年12月に迫る中、3月に『地域公共交通あり方検討会』が令和6年度報告をまとめた。中に列挙された9項目の「検討課題」はこれまでの発想を超えた画期的かつ具体的な内容で、実現に向け充分検討すべきである。

課題の検討はいつ、誰が、ど

のように行うのか。市内外を結ぶ「新公共交通網」のリ・デザインには『地域公共交通会議(法定協議会)』の承認が不可欠である。公共交通のベストミックスをどう共有し、どう実現していくか。

A 市では昨年度、地域公共交通あり方検討会を設置し、令和9年1月からの次期公共交通について各委員に検討いただいた。検討結果として

とめられた改善案や想定課題については、今後運行案を検討する中で十分考慮し、更なる利便性の向上に努めていく。

また、学校や企業、病院など公共交通以外の機関との連携も視野に入れ、複雑多様化する公共交通の課題解決に向けて、地域公共交通会議における協議を踏まえながら取り組んでいく。

(市民生活部長)



高野優一議員



公共交通計画の見直し

Q 現状の循環バスについて「バス停まで遠い」「遠回りである」「目的地まで時間がかかり過ぎる」「行きたい時間帯に運行してない」「利用したことがない」等の課題があります。また要望として、日常生活で頻繁に行くスーパーマーケット、病院などに直結した運行、時間帯においては、現行の

A これまで実施した公共交通に関するアンケートでは、利便性の向上に関する様々なご意見、ご要望を頂戴し

ており、朝・夕の時間帯の運行についてもご要望の多い事項であると認識しております。まずは、配車やドライバーの勤務など運行事業者に関することや、利用者数、運行費用などにどの程度の影響が生じるかを把握し、次期公共交通の検討の中で検証いたします。
(市民生活部長)



大平泰二議員



職員の残業代カット問題について

Q 約600時間に及ぶ残業代をカットされた職員が市をさいたま地裁に令和5年4月に提訴した問題で、今回の判決は市に罰金約107万円含む226万円の支払い命令となりました。市は控訴したが議会の議決手続きなど必要な手続きを得ていないことについて伺う。

A 今回の件は、当時、原告が所属長から命令を受け、時間外勤務命簿に自ら記入した時間の時間外勤務手当については、全て支給しているため、残業をカットしたということではないものと認識していません。

専決処分承認を求め議案となつてしまったことについては大変申し訳ありませんでした。
(総務部長)



本田謡子議員



昨年10月からの副市長不在に支障はないのか

Q 副市長は「普通地方公共団体の長の長を補佐し、普通地方公共団体の長の名を受け、政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する」(地方自治法167条1項)となっている。現在の状況で、副市長不

A 副市長は、単に市長の補佐ということではなく、政策や施策などにおいてスピード感を持った適切な市政運営ができるよう、関係部局を指揮、統括することが大きな役割であると考えている。副市長の選任については、熟慮中だが、市民サービスの低下

を招かぬよう、私自身がリーダーシップを発揮し、また、各部長が中心となって施策や政策を推進し、それぞれの担当業務を中心に、横の連携を取りながら市政運営にあたっている。
(市長)



小林英雄議員



どうなる市長公約「コストコ出店」

Q 市長は、コストコ等大規模ショッピング施設の誘致を選挙公約に掲げ、市長自らコストコ選挙と称して「私でなければ誘致できない」とアピールし当選した。常日頃から、何事もトップセールスでスピード感を持って進めると言っているのに、当選から約2年経過したが、未だにコストコ出店の話

A 現在も、担当部署において、企業側と協議を行っている。私は、公約の中で「大型商業施設の誘致」をうたっており、現在もその実現に対し、強い思

いを持っている。今後も、出店にあたっての企業の考え方などを整理する実務的な協議が中心になると考えているが、引き続き、市民の皆様のご期待の大きいこの公約の実現に向けて、市一丸となって進めていく覚悟である。
(市長)

議会の傍聴

しませんか

議会はどこでも傍聴できます。
事前予約は不要です。
先着順で25席程度（報道席も含む）
当日市役所3階議会事務局にお越しください。



次の議会は
9月

詳細な日程は議会事務局まで

傍聴の詳細なルールはこちらから



小河原浩和議員



市長公約の進捗状況について伺う

Q

市長公約の3大プロジェクト（神扇地区工業団地拡張・ゆめファーム全農・上高野地区土地改良事業）+道の駅総合複合施設及び大規模ショッピング施設（コストコ）誘致のそれぞれの進捗状況とそれから事業に市長はどの様に関与し、事業推進に努力されてきたのかひとつひとつお答えください。

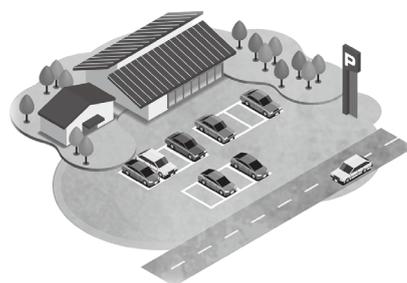
A

神扇地区は、県企業局との協議・調整を行っています。ゆめファーム全農は、令和8年8月の第1期温室工事完成を目標に進められています。上高野地区は、地権者との合意書締結が進められています。道の駅総合複合施設は、市場調査に基づく基本構想に着手します。大規模ショッピング施設は、昨年度に企業側と協議を行いました。

私はこれまでも機会を捉え、

事業者への要望等を行ってまいりました。今後も事業が円滑に進むよう全力で取り組みます。

（市長）



令和7年6月定例会 提出された議案の結果

公明党…公 市民の幸せをつくる会…幸 自由民主党…自 新緑…緑 日本共産党…共 無所属… (○:賛成 ×:反対 退:退席 欠:欠席)
(幸手市長提出議案)

議案番号	議案名	議席番号・議員名															付託委員会	議決結果	
		1 高野 優一(無)	2 小泉 圭司(幸)	3 宮澤 大地(無)	4 芦葉 弘志(公)	5 四本奈緒美(公)	6 坂本 達夫(幸)	7 小林 英雄(無)	8 枝久保 晋八郎(無)	9 木村 治夫(自)	10 松田 雅代(無)	11 小河原 浩和(緑)	12 本田 諤子(無)	13 藤沼 貢(自)	14 青木 章(緑)	15 大平 泰二(共)			
議案第28号	専決処分の承認を求めることについて(専決第6号) 幸手市税条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	賛成全員承認
議案第29号	専決処分の承認を求めることについて(専決第7号) 幸手市都市計画税条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	賛成全員承認
議案第30号	専決処分の承認を求めることについて(専決第8号) 幸手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	賛成全員承認
議案第31号	幸手市職員の育児休業等に関する条例及び幸手市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	総務	賛成全員可決
議案第32号	幸手市税条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	総務	賛成全員可決
議案第33号	幸手市水道事業給水条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	建設経済	賛成全員可決
議案第34号	工事請負契約の締結について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	賛成全員可決
議案第35号	令和7年度幸手市一般会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	賛成全員可決
議案第36号	令和7年度幸手市一般会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	—	総務、文教	賛成多数可決
議案第37号	専決処分の承認を求めることについて(専決第10号) 控訴の提起について																	総務	継続審査
議案第38号	幸手市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	賛成全員可決
議案第39号	令和7年度幸手市一般会計補正予算(第4号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	賛成全員可決

※議長は表決に参加しないため、「—」となっています。

(議員提出議案)

請願第1号	国に「消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)廃止の意見書」提出を求める請願	○	○	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	○	×	×	○	総務	賛成少数不採択
-------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---------

議会広報編集委員

委員長 青木章
副委員長 四本奈緒美
委員 高野優一
委員 小泉圭司
委員 宮澤大地
委員 芦葉弘志
委員 木村治夫
委員 松田雅代
委員 小河原浩和

編集後記

9月7日(日)埼玉県を含む九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)は首都直下地震などの被害を最小限にするために令和7年度は幸手市を埼玉県会場として開催します。災害はいつ起こるかわかりません。いざという時に備え、避難に向けて身の回りの準備、避難のためのポイントなどを確認しておきましょう。
猛暑が続きますがこまめに水分をとっていただき熱中症に気を付けて過ごしましょう。

市議会だよりバックナンバーはコチラ↓

